

新会計基準への移行について

厚生労働省は平成 23 年 7 月 27 日、社会福祉法人の会計方式を統一する新たな会計基準を平成 24 年 4 月 1 日より適用とするとして「社会福祉法人会計基準の制定について」と題する通知を出した。

新たな会計基準は社会福祉法人のすべての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とし、平成 24 年 4 月 1 日からの適用となるが、平成 27 年 3 月 31 日まで（平成 26 年度決算まで）は従来の会計処理によることもできるとしている。

新しい会計基準の従来との大きな違いは以下の通り。

1. 従来は社会福祉、公益、収益と事業別に会計単位があったところを、会計単位を法人に一本化する
2. 法人内の会計を社会福祉、公益、収益の事業に分けた上で、それぞれを施設区分に分け、施設区分をさらにサービス区分に分けてそれぞれに会計処理を行う
3. 資金収支計算書の区分を事業活動による収支、施設整備等による収支、その他の活動による収支に区分し、事業活動計算書をサービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部、繰り越し活動増減差額の部に区分する
4. 財務三表（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）は法人全体だけでなく、事業区分ごと、拠点区分ごとの単位でも作成する
5. 借入金、寄付金、積立金等の明細書を作成する
6. 4号基本金を廃止する
7. その他の引当金を廃止する（従って、引当金は原則、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定される）
8. 1年基準、時価会計、リース会計を導入する

厚生労働省では今回の通知に合わせ、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」と題して新たに設けられる施設区分、サービス区分といった区分の区分けの仕方、費用等の案分の仕方や固定資産の経理処理方法を解説した通知を出した。また、この通知に合わせて「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q&A）」と題する事務連絡を出して、今回の通知についての補足を行っている。

また、従来の会計方式から今回の新しい会計方式に変更する場合の留意事項等について「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」と題する通知を出して解説している。

- 当双葉会としては、6月1日付けで経理規程の全面改定を行い、同日付けで平成 24 年度第 1 次補正予算を組むこととしたい。